

平成23年4月1日
号外第5号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○会計管理者の事務の一部の委任の一部改正（210・会計課）…………… 1

告 示

秋田県告示第百十号

平成二十二年秋田県告示第百三十二号（会計管理者の事務の一部の委任）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

秋田県知事 佐竹 敬 久

別表第一出納員表中「給与・旅費センター長」を「教職員給与課長」に改め、「北海道事務所」の項を削る。

別表第二現金取扱員表中「北海道事務所」を削り、「北海道事務所」の項を削る。

別表第三物品取扱員表中「北海道事務所」を削り、「北海道事務所」の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号